

2020年度 施策マネジメントシート (2019年度目標達成度評価)

政策体系	政策No.	002	くらし（みどりあふれる快適で暮らし続けたいまちづくり）	施策幹事課	建設政策課				
	施策No.	004	地域特性に応じた魅力ある空間の形成	施策幹事課長名	川路 和幸				
施策関係課名		安心安全課、企画政策課、地域政策課、建設施設管理課、建築指導課、都市計画課、区画整理課							
<b>1 基本計画期間</b> （2018年度～2022年度）における施策の方針									
魅力ある空間の形成を図るため、社会経済環境の変化に対応した、快適で利便性の高い、きめ細やかな土地利用や利用者の視点に立った公園づくりを推進するとともに、自然や歴史・文化などの地域の特性を生かした個性豊かで魅力ある景観の形成を図ります。 また、少子高齢化や過疎化の進展などにより増加している空き家の有効活用を促進し、美しいまちなみの形成に努めます。									
<b>2 施策の成果把握</b>									
		◎目標達成（100%以上）    △目標を未達成（100%未満）							
<b>①成果指標（意図の達成度を示す指標）</b>		単位	区分	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	目標達成の方向性
A	地域に合った景観整備がなされ、街並みが良好だと感じる市民の割合	%	成り行き値	40.6	40.6	40.6	40.6	40.6	更なる増加を目指します
			目標値	42.0	44.0	46.0	48.0	50.0	
			実績値						
			達成率						
			結果						
B	地域に合わせた土地利用がなされ秩序ある開発が行われていると考える市民の割合	%	成り行き値	28.9	28.9	28.9	28.9	28.9	更なる増加を目指します
			目標値	40.0	40.0	40.0	45.0	45.0	
			実績値						
			達成率						
			結果						
C	空き家の利活用件数	件	成り行き値	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	更なる増加を目指します
			目標値	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	
			実績値	12.0	16.0				
			達成率	240.0%	320.0%				
			結果	◎	◎				
D	都市公園内の更新及び新設した施設数	件	成り行き値	4.0	2.0	1.0	1.0	1.0	更なる増加を目指します
			目標値	4.0	6.0	8.0	10.0	12.0	
			実績値	8.0	13.0				
			達成率	200.0%	216.6%				
			結果	◎	◎				
E			成り行き値						
			目標値						
			実績値						
			達成率						
			結果						
<b>②成果指標の測定方法（実際にどのように実績を把握するか）</b>				<b>③2022年度の目標値設定の考え方</b>					
A 地域に合った景観整備がなされ、街並みが良好だと感じる市民の割合 ※市民意識調査				A 第一次総合計画の実績値等を考慮し、50%を目標値とする。					
B 地域に合わせた土地利用がなされ秩序ある開発が行われていると考える市民の割合 ※市民意識調査				B 第一次総合計画の実績値等を考慮し、45%を目標値とする。					
C 空き家の利活用件数 ※空き家バンクによる成立件数				C 空き家バンクを活用し、年間5件の空き家の成約を目指す。					
D 都市公園内の更新及び新設した施設数 ※建設施設管理課決算データ（累計）				D 財政状況等を考慮し年間2件の更新・新設を行い、累計12件を目標値とする。					
				E					
				F					

<p><b>3 基本計画期間で解決すべき施策の課題（総合計画より）</b></p> <p>本市は、霧島市都市計画マスタープラン等に基づき、地域の特性を踏まえた計画的な土地利用や利用者の視点に立った公園・広場等の整備に取り組んできましたが、人口減少・少子高齢化が進行する中、今後更に、日常生活が一定のエリアで完結し、地域の活力が維持できる持続可能なまちづくりが求められます。</p> <p>また、霧島市景観条例や霧島市景観計画に基づき、本市の特性を生かした良好な景観の保全や新たな景観形成に向けた取組を推進していますが、近年増加する太陽光発電設備の設置など、多様化する社会情勢の変化に適切に対応し、市民、事業者等との協働による良好な景観づくりを推進していく必要があります。</p> <p>さらに、近年の少子高齢化や過疎化の進行により、適切に管理されていない空き家が増加しており、建物の倒壊などの保安上の危険性に加え、防災・防犯、公衆衛生、景観への影響など、問題がより深刻化・多極化し、市民生活への悪影響がますます顕在化することが予想されます。そのため、所有者等に対し、具体的な管理方法などに関する情報提供を徹底するとともに、空き家の有効活用を支援していく必要があります。</p>	
<p><b>4 施策の現状</b></p>	
<p>① 2019年度施策の取組方針</p> <p>■霧島市都市計画マスタープランを策定する。  ■農業振興地域の白地地域について、土地利用の規制・誘導を早急に実施することを目的とし、用途地域の設定について調整を行う。  ■建築行為に対する必要な申請を促し、関係法令への適合性について、審査や検査を的確に実施する。  ■公園の補修・改修については、財源確保を図りながら「霧島市公園施設長寿命化計画」に基づき計画的に進める。  ■空き家のさらなる利活用等の促進に向けた検討・協議を実施する。  ■管理不全の空き家の所有者に対する指導等の実施のほか、所有者の必要とする情報提供などの支援を行う。  ■空き家バンク登録件数の増加を図るために、広報誌・ホームページへの掲載、地区自治公民館長・自治会長会議での説明、市内不動産業者・金融機関へのチラシの配布などの取組を充実させる。</p>	<p>② 2019年度の取組方針の達成状況</p> <p>■令和21年度（2039年度）を目標年次とする霧島市都市計画マスタープランを策定した。  ■国分地区の建築物形態規制地域について用途地域指定を行った。  ■建築基準法に基づく建築確認申請が237件、完了検査申請が245件あり、完了検査率（完了検査申請件数／建築確認申請件数）が、103%となった。  ■国の交付金等を活用し、公園の補修・改修を行った。（城山公園研修センター外壁改修、観覧車改修、住吉運動公園便所改修ほか2件）  ■固定資産税納税通知書（約6万通）に空き家バンク制度のチラシの同封、空き家バンク登録物件募集及び登録物件利用者募集のポスター作成、またFMきりしまで制度を周知したことにより登録件数及び成約件数が増加した。  ■「空家等対策計画」に基づき、保安上危険となるおそれがある空家の所有者等に対し、意向調査や指導などを通して、必要な措置を講ずるよう促した。  ■空き家バンク登録件数の増加を図るため、広報誌・ホームページへの掲載、地区自治公民館長・自治会長会議での制度説明、市内不動産業者へチラシを配布し制度の周知を図ったことにより、登録件数及び成約件数が増加した。</p>
<p><b>5. 2020年度施策の取組方針</b></p> <p>■都市計画区域の統合及び見直しの検討。  ■建築行為に対する必要な申請を促し、関係法令への適合性について、審査や検査を的確に実施する。  ■公園の補修・改修については、財源確保を図りながら「霧島市公園施設長寿命化計画」に基づき計画的に進める。  ■公園整備については、財源確保を図りながら「霧島市都市計画マスタープラン」に基づき、計画的な整備に努める。  ■霧島市景観条例及び霧島市景観計画の周知に努め、良好な景観の保全を図るため市民や事業者と協力を求める。  ■空き家バンク登録件数の増加を図るために、広報誌・ホームページへの掲載、地区自治公民館長・自治会長会議での説明、市内不動産業者との連携強化、チラシの配布などの取組を充実させる。</p>	<p><b>6. 2021年度施策の取組方針</b></p> <p>■都市計画区域の統合及び見直しの検討。  ■引き続き、建築行為に対する必要な申請を促し、関係法令への適合性について、審査や検査を的確に実施する。  ■公園の補修・改修については、財源確保を図りながら「霧島市公園施設長寿命化計画」に基づき計画的に進める。  ■公園整備については、財源確保を図りながら「霧島市都市計画マスタープラン」に基づき計画的な整備に努める。  ■霧島市景観条例及び霧島市景観計画の周知に努め、良好な景観の保全を図るため市民や事業者と協力を求める。  ■空き家バンク登録件数の増加を図るために、広報誌・ホームページへの掲載、地区自治公民館長・自治会長会議での説明、市内不動産業者との連携強化、チラシの配布などの取組を充実させる。</p>

政策体系	政策No.	002	基本事業名	地域にあった土地利用の規制・誘導	基本事業 主担当課	企画政策課、建築指導課、都市計画課
	施策No.	004				
	基本事業No.	001				

**1 基本事業の目的、取組方針（総合計画より）**

社会経済環境の変化に適応し、地域の特性を生かしたまちの活力を生み出す土地利用を推進します。  
また、建築物に関する関係法令への適合について、申請に基づく審査・検査や定期的なパトロールを適切に実施し、安全・安心で快適なまちづくりを目指します。  
さらに、都市計画区域及び用途地域については、必要に応じて見直しを行い、適正な土地利用の規制・誘導を進め、秩序あるまちなみの形成を図ります。

**2 基本事業を取り巻く状況（対象や根拠法令等）はどのように変化しているか、さらに今後どう変化するか？**

- 国分・隼人の市街地地域に介在する農用地の都市的土地利用が求められている。
- 集約型都市構造の進展に伴い、市街地地域への居住誘導が広がることが予想される。

**3. 2019年度基本事業の取組方針**

- 霧島市都市計画マスタープランを策定する。
- 農業振興地域の白地地域について、土地利用の規制・誘導を早急に実施することを目的とし、用途地域の設定について調整を行う。
- 建築行為に対する必要な申請を促し、関係法令への適合性について、審査や検査を的確に実施する。

**4. 2019年度取組達成状況**

- 令和21年度（2039年度）を目標年次とする霧島市都市計画マスタープランを策定した。
- 国分地区の建築物形態規制地域について用途地域指定を行った。
- 建築基準法に基づく建築確認申請が237件、完了検査申請が245件あり、完了検査率（完了検査申請件数／建築確認申請件数）が、103%となった。

**5. 2020年度基本事業の取組方針**

- 都市計画区域の統合及び見直しを検討する。
- 居住機能や福祉・医療・商業などの都市機能の立地や公共交通の充実に関する包括的なマスタープランである「立地適正化計画」を検討する。
- 建築行為に対する必要な申請を促し、関係法令への適合性について、審査や検査を的確に実施する。

**6. 2021年度基本事業の取組方針**

- 都市計画区域の統合及び見直しを検討する。
- 居住機能や福祉・医療・商業などの都市機能の立地や公共交通の充実に関する包括的なマスタープランである「立地適正化計画」を検討する。
- 引き続き、建築行為に対する必要な申請を促し、関係法令への適合性について、審査や検査を的確に実施する。

政策体系	政策No.	002	基本事業名	公園・広場等の整備と適切な維持管理	基本事業 担当課	建設施設管理 課、都市計画 課、区画整理課
	施策No.	004				
	基本事業No.	002				
<b>1 基本事業の目的、取組方針（総合計画より）</b>						
<p>地域性等を考慮し、利用者の視点に立った多様なニーズに対応した公園づくりを進め、公園緑地の充実を図るとともに、公園施設の定期的な点検を実施し、利用者の安全確保に努めます。 また、地域住民と連携した公園の維持管理を推進します。</p>						
<b>2 基本事業を取り巻く状況（対象や根拠法令等）はどのように変化しているか、さらに今後どう変化するか？</b>						
<p>■公園整備については、各地域から整備要望が数多く出されている。 ■地域で管理する普通公園については、高齢化の進展から管理の行き届かない公園が今後増加していくことが予想される。 ■霧島市都市計画マスタープラン等に基づき、地域の特性を踏まえた計画的な土地利用や利用者の視点に立った公園・広場等の整備に取り組んできたが、人口減少・少子高齢化が進行する中、今後さらに、日常生活が一定のエリアで完結し、地域の活力が維持できる持続可能なまちづくりが求められている。</p>						
<b>3. 2019年度基本事業の取組方針</b>			<b>4. 2019年度の取組達成状況</b>			
<p>■公園の補修・改修については、財源確保を図りながら「霧島市公園施設長寿命化計画」に基づき計画的に進める。 ■公園整備については、市内各地からの要望も多く、地域性などを考慮し、計画的な整備に努める。 ■土地区画整理地内の公園については、早期整備に努める。</p>			<p>■国の交付金等を活用し、公園の補修・改修を行った。（城山公園研修センター外壁改修、観覧車改修、住吉運動公園便所改修ほか2件） ■国分福島に有下公園の整備を行なった。 ■麓第一地区土地区画整理事業区域内の2号公園の一次整備に着手した。</p>			
<b>5. 2020年度基本事業の取組方針</b>			<b>6. 2021年度基本事業の取組方針</b>			
<p>■公園の補修・改修については、財源確保を図りながら「霧島市公園施設長寿命化計画」に基づき計画的に進める。 ■公園整備については、財源確保を図りながら「霧島市都市計画マスタープラン」に基づき、計画的な整備に努める。</p>			<p>■公園の補修・改修については、財源確保を図りながら「霧島市公園施設長寿命化計画」に基づき計画的に進める。 ■公園整備については、財源確保を図りながら「霧島市都市計画マスタープラン」に基づき、計画的な整備に努める。</p>			

政策体系	政策No.	002	基本事業名	良好な景観の形成	基本事業 主担当課	都市計画課
	施策No.	004				
	基本事業No.	003				
<b>1 基本事業の目的、取組方針（総合計画より）</b>						
<p>景観形成の必要性に関する普及啓発を行うとともに、市民及び事業者等と連携し、地域における景観づくり活動を推進します。また、景観法、屋外広告物法等による規制、誘導等の仕組みを活用した良好な景観を実現するための取組を推進します。</p>						
<b>2 基本事業を取り巻く状況（対象や根拠法令等）はどのように変化しているか、さらに今後どう変化するか？</b>						
<p>■大規模な太陽光発電設備の設置等による森林伐採など、景観を損なう事例が発生している。                  ■太陽光発電設備の設置については、今後も増加すると思われる。</p>						
<b>3. 2019年度基本事業の取組方針</b>			<b>4. 2019年度の取組達成状況</b>			
<p>■霧島市景観条例及び霧島市景観計画の周知に努め、良好な景観の保全を図るため市民や事業者に協力を求める。</p>			<p>■霧島市景観条例に基づく届出により、建築物、工作物の色彩や開発行為における緑化の確保など指導を行うことができ、景観が保たれた。（景観法16条及び霧島市景観条例第8条に基づく届出数262件）</p>			
<b>5. 2020年度基本事業の取組方針</b>			<b>6. 2021年度基本事業の取組方針</b>			
<p>■霧島市景観条例及び霧島市景観計画の周知に努め、良好な景観の保全を図るため市民や事業者に協力を求める。</p>			<p>■霧島市景観条例及び霧島市景観計画の周知に努め、良好な景観の保全を図るため市民や事業者に協力を求める。</p>			

政策体系	政策No.	002	基本事業名	空き家対策の推進	基本事業 主担当課	安心安全課、地域政策課、建築指導課
	施策No.	004				
	基本事業No.	004				
<b>1 基本事業の目的、取組方針（総合計画より）</b>						
<p>危険廃屋の解体撤去に関する補助制度の周知を強化し、危険廃屋の撤去を促進し、周辺住民の安全を確保します。また、空き家バンク制度の充実を図り、所有者への活用促進と、必要とする方々への情報提供を行い、空き家の有効活用を推進します。さらに、管理不全の空き家の所有者に対する指導等を実施することで、適正な管理を促します。</p>						
<b>2 基本事業を取り巻く状況（対象や根拠法令等）はどのように変化しているか、さらに今後どう変化するか？</b>						
<p>■近年の少子高齢化、人口・世帯数の減少、経済状況の変化等を背景に、適切に維持管理がなされずに老朽化した空き家が増加しており、今後さらに増加する傾向にある。</p>						
<b>3. 2019年度基本事業の取組方針</b>			<b>4. 2019年度の取組達成状況</b>			
<p>■空き家の更なる利活用等の促進に向けた検討・協議の実施する。 ■管理不全の空き家の所有者に対する指導等の実施のほか、所有者の必要とする情報提供などの支援を行う。 ■空き家バンク登録件数の増加を図るために、広報誌・ホームページへの掲載、地区自治公民館長・自治会長会議での説明、市内不動産業者・金融機関へのチラシの配布などの取組を充実させる。</p>			<p>■固定資産税納税通知書（約6万通）に空き家バンク制度のチラシの同封、空き家バンク登録物件募集及び登録物件利用者募集のポスター作成、またFMきりしまで制度の周知をしたことにより登録件数及び成約件数が増加した。 ■「空家等対策計画」に基づき、保安上危険となるおそれがある空家の所有者等に対し、意向調査や指導などを通して、必要な措置を講ずるよう促した。 ■空き家バンク登録件数の増加を図るため、広報誌・ホームページへの掲載、地区自治公民館長・自治会長会議での制度説明、市内不動産業者へチラシを配布し制度の周知を図ったことにより、登録件数及び成約件数が増加した。 ■危険廃屋に対する補助制度について広報誌等により周知を図ったことで、同補助制度を活用して危険廃屋が9件撤去された。 ■相続や空家の売買等に関する専門家と連携した空家所有者への支援を行うため、関連団体と協定を締結した。</p>			
<b>5. 2020年度基本事業の取組方針</b>			<b>6. 2021年度基本事業の取組方針</b>			
<p>■空き家バンク登録件数の増加を図るために、広報誌・ホームページへの掲載、地区自治公民館長・自治会長会議での説明、市内不動産業者との連携強化、チラシの配布などの取組を充実させる。 ■固定資産税納税通知書（約6万通）に空き家バンク制度のチラシを同封し制度の周知を図る。 ■管理不全の空き家の所有者に対する指導等を実施のほか、所有者の必要とする情報提供を行うとともに、協定に基づいた専門家と連携した空家所有者への支援を行う。</p>			<p>■空き家バンク登録件数の増加を図るために、広報誌・ホームページへの掲載、地区自治公民館長・自治会長会議での説明、市内不動産業者との連携強化、チラシの配布などの取組を充実させる。 ■固定資産税納税通知書（約6万通）に空き家バンク制度のチラシを同封し制度の周知を図る。 ■引き続き、管理不全の空き家の所有者に対する指導等を実施のほか、所有者の必要とする情報提供を行うとともに、協定に基づいた専門家と連携した空家所有者への支援を行う。</p>			